

別表 3

普通地域における広告物等に関する基準

(は適用を示す)

行 為 の 基 準		中	沿	周	都	田	山
		心	道	辺	市	園	地
		市	地	市	の	地	・
		街	域	街	田	域	高
		地		地	園		原
<p>ア . 広告物等の 形態意匠</p>	<p>(ア)配 置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>(イ)意匠等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。 <p>(ウ)材 料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は小規模のものとする。 ・ 反射光のある素材は使用しないこと。 <p>(エ)色 彩</p> <p>【色 調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や緑地の景観と調和した色調とすること。 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然環境と調和した色調とすること。 <p>【色相・色数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 地色の色数を4以下とすること。(全体の面積の10分の1以下の一の色(合計面積)を含まない) ・ 地色の色数を3以下とすること。(全体の面積の10 						

	<p>分の1以下の一の色(合計面積)を含まない)</p> <p>【彩 度】(マンセル表色系による彩度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地色の彩度 10 以下 ・ 地色の彩度 8 以下 <p>【動光等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 ・ 光源を用いた動画の面積の合計は、3 平方メートル以下とすること。 ・ 動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。 						
<p>イ. 建築物又は工作物を利用した広告物等の規模等</p>	<p>(ア) 屋上広告物</p> <p>【本体の高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物又は工作物よりの高さ 13 メートル以下 ・ 建築物又は工作物よりの高さ 10 メートル以下 ・ 建築物又は工作物よりの高さ 5 メートル以下 <p>【建築物又は工作物の高さに対する割合】</p> <p>建築物又は工作物の高さの 10 分の 6 以下</p> <p>【その他】</p> <p>建築物又は工作物から横にはみ出さないこと。</p> <p>(イ) 壁面広告物</p> <p>【表示面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の 10 分の 4 以下 ・ 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の 10 分の 3 以下 ・ 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の 10 分の 2 以下 <p>(ウ) 袖看板</p> <p>【下端の高さ】</p> <p>道路から 4.7 メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては 2.5 メートル以上</p> <p>【壁面からの出幅】</p> <p>壁面より 1.5 メートル以下</p> <p>【道路上の出幅】</p> <p>道路上の出幅 1.0 メートル以下</p> <p>【その他】</p> <p>建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。</p>						

<p>ウ． 地上に設置する広告物等</p>	<p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上よりの高さ 15 メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 5 メートル以下（地上面は、広告物又はこれを掲出する物件が地盤面と接する高さをいい、盛り上げた地面を除く。以下同じ。） ・ 地上よりの高さ 13 メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 5 メートル以下 ・ 地上よりの高さ 8 メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 5 メートル以下 <p>【掲出面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計 50 平方メートル以下 ・ 合計 50 平方メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 15 平方メートル以下 ・ 合計 50 平方メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 15 平方メートル以下かつ一の広告物につき 8 平方メートル（一の広告物の最大見つけ面積による。）以下 					
<p>エ． 広告物等の面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等の面積（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計、又は自己の敷地以外において広告物等を表示若しくは掲出する場合には、50 メートル以内に同一の者が表示若しくは掲出する表示面積及び掲出面積の合計とする。以下同じ。）は、100 平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては 50 平方メートル以下 ・ 広告物等の面積は、75 平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては 50 平方メートル以下 ・ 広告物等の面積は、50 平方メートル以下 					
<p>オ． 広告物等の照明等</p>	<p>（ア）周辺との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。 <p>（イ）動光等と照明時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。 ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。 ・ 営業時間外は照明しないこと。 					